

マネーアシストプラス会員特約

本特約は、「Olive フレキシブルペイ会員規約」（以下「原規約」といいます。）で定めるクレジットモードを利用する会員（以下「会員」といいます。）が、三井住友カード株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「マネーアシストプラス」のサービスを利用するにあたって適用される特約（以下「本特約」といいます。）です。

第1条（用語の定義）

本特約における用語の定義は、文脈上明らかに別異に解すべき場合を除き以下のとおりとします。

なお、本特約において使用する用語は、本特約において別段の定めがない限り原規約に定める意味を有し、原規約に定めのない用語については、三井住友カード会員規約に定める意味を有するものとします。

- (1) 「Olive フレキシブルペイ」とは、原規約に基づき、当社および株式会社三井住友銀行が提供するサービスの総称のことをいいます。
- (2) 「マネーアシストプラス」とは、Olive フレキシブルペイのクレジットモードに付帯するキャッシングリボに係る貸付サービスであって、本特約に定める条件により提供されるものをいいます。

第2条（マネーアシストプラス会員）

1. 原規約、三井住友カード会員規約および本特約を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマネーアシストプラス会員（以下「マネーアシストプラス会員」といいます。）とします。
2. マネーアシストプラス申込みの時点において、Olive フレキシブルペイのクレジットモードにキャッシング利用枠がある会員については、会員が当社所定の手続を行い、当社の審査により承認を受けた場合において、当社が会員に対し審査承認メールを送信した日以降、当該キャッシング利用枠および既存の利用残高はマネーアシストプラスに引き継がれ、当該キャッシング利用枠に適用される契約条件は、本特約の次条以降に定める契約条件に変更されるものとします。

第3条（返済方式、返済回数、利率等）

マネーアシストプラスにかかる債務の返済方法、回数、利率等は、三井住友カード会員規約<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>の定めに関わらず、下表のとおりとします。

名 称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
マネーアシストプラス	元利定額返済 〔 ボーナス月 増額返済あり 〕	最長 18 年 11 ヶ月 227 回(ご利用枠 300 万円、実質年率 15.0%、毎月ご返済額 4 万円、300 万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	1.0～15.0%

※マネーアシストプラスでは海外キャッシュサービスのご利用はできません。

※ご利用枠が 0 円の場合

名 称	返済方法	返済予定総額および返済期間・回数等	実質年率
マネーアシストプラス	元利定額返済	0 円 、0 日 ・0 回	15.0%

実質年率は下表のとおりマネーアシストプラスの利用枠に応じて、定めるものとします。ただし、利用枠設定後に当社所定の条件を満たす場合は、当社所定の方法により、実質年率 1.0%までの範囲で実質年率を引き下げする場合があります。

利用枠	実質年率
～300 万円	15.0%(※1)
301～400 万円	14.0%
401～500 万円	13.0%
501～600 万円	12.5%
601～700 万円	12.0%
701～800 万円	11.5%
801～900 万円	11.0%

※1 マネーアシストプラス申込時点において Olive フレキシブルペイのクレジットモードにキャッシング利用枠があり、その適用されていた実質年率（本文において、「従前の実質年率」といいます。）が 15.0%未満である会員については、第 2 条第 2 項の定めに関わらず、当該利用枠の実質年率が引き上げられることなく、従前の実質年率が適用されます。

●担保・保証人…不要

●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM 手数料（取扱金額 1 万円以下：110 円（含む消費税等）、取扱金額 1 万円超：220 円（含む消費税等））・再振替等にかかる費用

●本会員において、利息が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

●貸金業法第 17 条第 1 項の規定により交付する書面または同第 6 項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

●毎月の返済額はご利用残高により以下の通り変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりにません。また、当社が定める会員規約（改定があった場合には改定前の会員規約を含みます。）により既に毎月の返済額が定まっている場合も新たなマネーアシストプラスのご利用がない限り毎月の返済額は当然には変更されません。新たなマネーアシストプラスのご利用があった場合には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

締切日時点残高	変更前毎月返済金額	変更後毎月返済金額
10 万円超	1 万円未満	1 万円
20 万円超	1 万 5 千円未満	1 万 5 千円
50 万円超	2 万円未満	2 万円
70 万円超	2 万 5 千円未満	2 万 5 千円
90 万円超	3 万円未満	3 万円
200 万円超	4 万円未満	4 万円
300 万円超	6 万円未満	6 万円
500 万円超	8 万円未満	8 万円
700 万円超	10 万円未満	10 万円

当社と会員の間で同意にもとづき、上記と異なる毎月返済額の変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。

第 4 条（契約の終了）

本特約は、原規約に基づく会員契約の終了、または Olive フレキシブルペイのクレジットモードの解約により終了します。但し、マネーアシストプラスの利用残高については、なお本特約が適用されるもの

とします。

第5条（他の規約との適用関係）

マネーアシストプラスの利用について、本特約に定めのない事項は原規約に従い、本特約及び原規約に定めのない事項については、三井住友カード会員規約の該当条項を適用します。本規約の内容と原規約または三井住友カード会員規約の内容が矛盾抵触する場合は、本特約が優先されるものとします。

（2026年9月制定）